**学校において予防すべき感染症と出席停止について**

明科高校　保健室

　学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染拡大予防のため、学校保健安全法（第１９条）により

学校は出席停止の措置を講ずることとされておりますので、医師より感染症と診断された場合には学校への

連絡をお願いいたします。（感染症による出席停止期間は欠席日数には入りません）

　**感染症が治癒し登校する際には、「治癒報告書」「治癒証明書」を学校に提出してください**。

　インフルエンザの場合　・・・・ 「治癒報告書」　　保護者の方が記入してください。

　インフルエンザ以外の感染症・・・「治癒証明書」　 医療機関（医師）で記入してもらってください。

　新型コロナウイルス感染症・・・「出席停止期間終了報告書」　　保護者の方が記入してください。

**１　学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **分類** | **病　名** | **出席停止期間の基準** |
| **第一種** | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、　ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS） | 治癒するまで |
| **第二種** | インフルエンザ(鳥インフルエンザ（H5N1）および新型インフルエンザ等を除く) | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後（発症の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ、症状が軽快した後、１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化するまで　 |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| **第三種** | コレラ　細菌性赤痢　腸チフス　パラチフス　腸管出血性大腸菌感染症流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎　他） | 病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| ＊その他の感染症とは･･･校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる感染症 |

（令和５年５月８日より適用）